

小規模事業者に10万円を交付します

交付概要

交付対象者

次の2つの要件両方に該当する者

① 市内に事業所を置く小規模事業者（※）

※ 中小企業信用保険法第2条第3項各号における小規模企業者
（常時使用する従業員数が法で定める人数以下の会社、個人、事業協同小組合、
企業組合、協業組合、医業を主たる事業とする法人、特定非営利活動法人）

② 「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」（横浜市制度融資メニュー） で50万円以上500万円以下の融資を受けている（※）

※令和2年12月31日までに保証申込を受け付けし、かつ、令和3年1月31日までに
融資を受けている必要があります。

交付額

1事業者につき、**一律10万円**

申請期間

令和2年5月25日（月）～令和3年3月5日（金）

※予算の上限に達した場合は、申請期間締切前に終了となります。

申請方法

① 申請書類一式を指定の宛先に郵送いただきます。**令和3年3月5日（金）必着**

一時金の交付（申請書類の審査後、交付決定通知を郵送します。）

② 一時金の受領後、**実施報告書**を指定の宛先に郵送いただきます。 （原則、**一時金の受領後、30日以内**にお送りいただきます。）

主な提出書類

<申請時>

- ・申請書兼請求書
- ・「新型コロナウイルス感染症対応資金」を受けたことを証明する書類の写し(返済予定表の写し等)

<一時金交付後>

- ・実施報告書

<様式>

様式は横浜市HPからダウンロードいただく予定です。
(現在調整中、5月下旬更新予定)

郵送先

〒231-8799

横浜市中区日本大通 5 - 3

日本郵便 横浜港郵便局留

IDEC横浜 小規模事業者支援一時金係 宛

お問合せ

小規模事業者支援一時金コールセンター

(公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部地域密着型支援担当)

045-225-3725

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

※令和2年5月25日からコールセンターの運用を開始します。

【参考】

「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」については下の横浜市HPをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/jyouken/murishi-corona.html>